

第4章 強靱化の推進方針

1. 個別施策分野ごとの推進方針

施 策		推 進 方 針
1. 行政機能・警察・消防		
1-1	町災害対策本部体制の充実・強化	災害対策支援情報システムの確実な運用など、被災情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。
1-2	支援の受け入れ体制の構築	町外からの応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受け入れるため、受援計画の策定を行い、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていく。
1-3	備蓄物資の供給体制等の強化	備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の供給を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。
1-4	防災拠点となる公共施設の耐震化の推進	防災拠点としての機能を維持するため、公共施設等の耐震化を推進する。
1-5	町有施設における水道施設の耐震化等対策	水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進させる。
1-6	情報伝達の多様化・効率化	Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化、警察、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化により情報伝達手段の多様化・明確化に努めているところであり、これらの施策を着実に進めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）の利活用に努める。
1-7	警察・消防等の体制強化	警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備等の充実強化や、自主防災組織の充実強化を推進する。
1-8	電力供給遮断時の電力確保	電力供給遮断時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する。
1-9	業務継続計画等	本町の業務継続計画（BCP）の実行性を確認し、実効性を高めていくことにより業務継続体制を強化する。

1-10	庁舎LAN機器等の冗長化	障害や災害による業務停止防止を念頭に機器・通信回線の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを実施する。
1-11	町における備蓄推進	生活必需品の備蓄は町民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持ち出し等が十分行われないう可能性のあること、また、大規模災害時には町外からの支援到達まで遅延することが予想されることから、「宮崎県備蓄基本指針」に基づき備蓄を進める。
1-12	被災者台帳の整備	被災者支援の円滑な実施を行うため、被災者台帳・被災者支援システムの運用訓練を行う。
1-13	避難所における生活環境の改善	被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、避難所運営マニュアルの作成を進める。また、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、町と住民が連携した取り組みを進める。
1-14	避難所の耐震化・機能強化	町が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める。
1-15	避難所外避難者対策	大規模地震等において想定される多くの自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を進めるとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。
1-16	罹災証明交付体制の整備	罹災証明発行に関する人材育成等を行うとともに、罹災証明発行事務等の応援受け入れ体制を構築する。
1-17	学校における津波避難対策	津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童・生徒の災害対応能力を向上させる。
1-18	発災後の渋滞の回避	停電による信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。また、交通渋滞回避のための道路整備及び避難路明示標識等を整備する。
1-19	警察・消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性強化	地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性強化、高度化を着実に推進する。

1-20	災害対応業務の標準化・共有化	災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。
2. 住宅・都市		
2-1	地域コミュニティ力の強化	災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要な地域コミュニティ力を構築する必要があり、ハザードマップを活用した訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を推進する。
2-2	町民の防災意識の啓発	大規模災害において、町民一人ひとりが平時から備えるとともに、災害時に適切な行動をとることが大切であることから、防災訓練やシェイクアウト訓練等、防災知識の普及及び防災意識の啓発を計画的に進める。
2-3	自主防災組織等の活性化推進	地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や公民館長等に対する研修会、災害に関する出前講座等の実施により、自主防災組織の育成・活性化を進める。
2-4	家庭・事業所等における備蓄促進	大規模災害時において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、建物の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の啓発事業を行う。
2-5	住宅・建築物の耐震化の促進	大規模地震による一般住宅・建築物の倒壊による被害を防止するため、耐震化を促進する。また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅ストック総合改善事業や住宅・建築物耐震改修事業及び危険ブロック塀等除却促進事業を推進する。
2-6	住宅・建築物の火災予防対策	火災報知機の設置や通電後の火災を防ぐための感震ブレーカーの設置の促進に加え、消防本部や消防団による個別指導などを継続する。
2-7	不特定多数の者が利用する建築物の火災予防対策	平成 28 年に施行された改正建築基準法により、特殊建築物について所有者が定期的に点検・報告を行わなければならない建築物の範囲が大幅に拡大されているため、的確に報告がされるよう体制整備を図る。
2-8	不特定多数の者が利用する建築物の耐震化促進	不特定多数の者が利用する大規模建築物については、特に耐震化を促進する。

2-9	避難場所や避難路確保等	広域にわたる大規模津波が発生した場合、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、避難場所や避難路の確保を進める。また、ハザードマップ等の配布による住民周知を図る。
2-10	応急仮設住宅供給体制の充実	南海トラフ地震の被害想定を踏まえた、仮設住宅の建設用地の確保及び仮設住宅等の供給体制の整備を図る。
2-11	津波避難計画の策定	宮崎県では、平成25年に「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」を作成しており、本町においても同資料に基づく高鍋町津波避難対策緊急事業計画を策定し、住民周知を図る。
2-12	津波ハザードマップによるソフト対策の推進	津波浸水想定を設定し、津波ハザードマップの随時見直しを行うとともに、住民への周知を図る。
2-13	洪水ハザードマップによるソフト対策の推進	洪水被害想定を設定し、洪水ハザードマップの随時見直しを行うとともに、住民への周知を図る。また、マイハザードマップ作成や内水情報の提供など、わかりやすい防災情報の提供を進める。
2-14	応急給水体制の整備	被災した水道施設の迅速な把握に努め、応急給水や水道施設の応急復旧を、迅速に行える体制整備を図る。
2-15	一時滞在施設の確保	帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞業者施設の確保を図る。
2-16	下水道施設の災害対策	下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を進め、被災時の公衆衛生を確保する。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう防災訓練等を実施する。
2-17	浸水被害対策	町を流れる小丸川・宮田川は、直轄管理区間と県管理区間があり、国・県との連携のもと内水被害軽減のための施策の検討を行い、ポンプ場設置や河川改修及び堤防嵩上げや雨水幹線等の整備を進める。
2-18	大規模盛土造成地マップの作成・公表	大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、大規模盛土造成地の有無の調査を進めているところである。該当がある場合は、安全性の確認及び予防対策について検討を行い、公表を進める。
3. 保健医療・福祉		
3-1	社会福祉施設の耐震化	社会福祉施設の施設利用者の安全を確保するとともに、継続的なサービスが提供できるよう社会福祉施設の耐震化を促進する。

3-2	広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用	被災地域での迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提携可能なEMISの活用を進める。
3-3	感染症予防・衛生対策	災害発生時の避難所における感染症予防策のため、平時から予防接種等を促進し感染症の発生を予防する。また、消毒や害虫駆除においては迅速的確に実施できるよう体制整備に努める。
3-4	避難者の健康対策	避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、関係団体との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。
3-5	要配慮者対策の推進	要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえ、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう取り組みを進める。
3-6	避難行動要支援者対策の推進	災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため特に支援を必要とする災害時避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を進める。
3-7	福祉避難所の整備	一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の確保を進める。
4. 産業（エネルギー・情報通信・産業構造）		
4-1	企業防災の促進	工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
4-2	企業との連携	企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を行う。
4-3	家庭・事業所等における備蓄促進（再掲）	大規模災害時において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、建物の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の啓発事業を行う。
4-4	災害に強い放送ネットワークの整備	津波や液状化現象等の災害発生による放送停波の防止、災害に強い放送ネットワークを整備するため、AMラジオ放送のFM補完中継局の整備を促進する。また、防災・防犯メールサービスへの登録など、町民へ情報伝達手段の周知・啓発を行う。

4-5	情報通信機能の耐災害性強化	放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、公共施設を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。
4-6	防災拠点等への再生エネルギー設備導入	電力の多様化を確保し従来の非常用発電機に加え「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。
5. 交通・物流		
5-1	交通施設・沿線・沿道建築物の耐震化	交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防止するため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。
5-2	道路事業の推進	市街地等において、避難路として機能する道路の計画的な整備を進める。また、町内には幅員4m未満の狭小な町道が多く存在することから、避難所や避難場所へ接続する道路等、優先順位をつけて整備を進める。
5-3	市街地等の幹線道路の無電柱化	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
5-4	無電柱化促進と早期復旧方法の確立	倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における幹線道路等の無電柱化を考慮し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。
5-5	地域交通網の確保	地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線の確保、コミュニティバス等の活用による集落間のネットワークの確保を継続する。
5-6	緊急輸送道路の整備促進	災害時の緊急輸送を確保するため緊急輸送道路である東九州自動車道及び国道10号の4車線化を促進するとともに、接続する町道の整備を進める。
5-7	道路の防災対策の推進	道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮対策等の道路の防災対策を着実に推進する。また、通常の点検において異常のあった箇所については、その危険度を判断し適切に維持管理に努める。

5-8	道路情報提供装置の整備	通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を促進させる。
5-9	孤立集落対策	既存施設等の点検結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。
5-10	緊急物資輸送体制の構築	大規模自然災害が発生した場合に緊急に必要な食糧・飲料水・生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を進めるとともに、平時から緊急物資の集積点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図る。
5-11	災害時の物資輸送ルートの代替性・冗長性確保	輸送ルートを確実に確保するため、地震・津波・水害・土砂災害対策を着実に進めるとともに、緊急輸送機能となる輸送モード間の連携による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる道路情報について、道路管理者間で共有する。
5-12	建設関係団体との応急復旧体制強化、建設業における担い手確保と育成	行政機関と建設関係団体との災害協定締結、建設関係団体内部におけるBCP策定の取組を進め、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者）の育成に基づき、若年就職者及び技能労働者の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を推進する。
6. 農林水産		
6-1	基幹的農業水利施設の長寿命化	国営・県営造成施設の長寿命化計画に基づき、耐震化などのハード対策について、関係する市町と連携し取り組む。
6-2	農業用ため池等の防災対策	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及びため池ハザードマップを作成し周知を行う。また、決壊の危険性がある場所に関して対策を進める。
6-3	防災ダムの耐震化	大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施し、必要な耐震化を実施する。
6-4	適切な森林整備の推進	人工林の生育段階に見合った適切な間伐など、効率的な森林施業を進め、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを行い、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。
6-5	農地浸食防止対策の推進	豪雨等による土壌流出や法面崩壊を防止するため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備などの浸食防止対策や土砂崩壊防止対策を推進する。

6-6	鳥獣被害防止対策の推進	「寄せ付けない・侵入を防止する・個体数を減らす」の3つの柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。
7. 環境		
7-1	し尿処理施設の防災対策強化	し尿処理施設の耐震対策を進め、被災時の公衆衛生を確保する。また、処理機能の継続、早期回復が図られるよう防災訓練を継続して実施する。
7-2	浄化槽台帳システム整備	老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握に利する浄化槽台帳システム整備及び内容充実を図る。
7-3	有害物質の流出拡散対策	大規模自然災害発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアル整備及び関係機関との連携を進める。
7-4	ストックヤードの確保	早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の発生量推計に合わせたストックヤードの確保を図る。
7-5	災害廃棄物適正処理の体制整備	災害廃棄物処理の協力について関係機関と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る。
7-6	災害廃棄物処理計画の策定	広域被災を想定した災害廃棄物処理（実行）計画策定を進めるとともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。
8. 国土保全／土地利用		
8-1	内水対策にかかる人材育成	内水対策について、より迅速な対応を行うため関係職員の人材育成を推進する。
8-2	海岸堤防等の老朽化対策の推進	海岸堤防等の施設機能構築を国・県・町で促進し、構築後の長寿命化を図りつつ老朽化対策を推進する。
8-3	潮害防備保安林の整備	海岸に植生している保安林は、津波に対する減勢効果をもつことから、保全管理と整備を推進し、その機能の維持・向上を図る。
8-4	水門、樋門等の操作等	操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進するため、水門・樋門の遠隔操作機能を整備する。

8-5	水防災意識社会の再構築	気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まる ことが懸念されることから、国、県、町が連携・協力して減災 のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計 画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水 防災意識社会」の再構築を進める。
8-6	河川改修等の治水 対策	現在事業中の河川改修のより一層の推進を図るとともに、近年 の大雨により浸水被害をもたらした河川等の、再整備の推進を 図る。また、河川の点検において異常や河道掘削の必要な個所 等を確認した場合は、その危険度を判断し適切に対応し、事前 防災に努める。
8-7	雨量・河川水位防 災情報の提供	雨量や河川水位等の防災情報がインターネット等により住民 に提供され、本町の避難勧告等の判断にも活用しているところ である。今後ともより一層周知及び活用に努める。
8-8	治山事業の推進	山地被害の恐れのある地域について、治山施設や森林整備を推 進する。
8-9	土砂災害対策の推 進	県と連携して人命を守るための砂防施設等の計画的な整備を 推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。
8-10	地籍調査	災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査によ り土地境界を明確にしておくことが重要となる。このため、現 在休止している地籍調査を再開し、未調査地区の土地境界を明 確にしていく。

2. 各施策に関連する目標となる指標

指 標	現状値 (2024 年度末)	目標値 (2030 年度末)	関連する 施策番号
災害対策本部設置・運営訓練の実施回数	1 回	1 回	1-1, 1-6, 1-20
防災拠点庁舎の非常用電源の確保	有	有	1-1, 1-8
町保有の衛星携帯数	有	有	1-1, 1-6
燃料供給協定締結団体数	1 団体	2 団体	1-1, 1-8, 4-2
B C P の策定	済	済	1-2, 1-9, 1-20
受援計画の策定	未策定	策定	1-2, 1-9, 1-20
災害時応援協定締結数	45 件	50 件	1-3, 1-11, 4-2

避難所運営訓練の実施回数	実施	実施	1-3, 1-13, 3-5
町の備蓄率（食料）	55%	80%	1-3, 1-11
物資供給に関する民間事業者との協定数	7 件	10 件	1-3
防災拠点となる公共施設の耐震化	100%	100%	1-4, 1-14
上水道の BCP 策定	策定済み	策定済み	1-5, 2-13
上水道の耐震適合率	44%	50%	1-5, 2-13
応急水道事業受入マニュアルの策定	未策定	策定	1-5, 2-13
戸別受信機設置世帯数	1, 564 戸	1, 650 戸	1-6
防災行政無線のデジタル化	済	済	1-6, 4-5
公式 SNS フォロワー数	2, 284 人	3, 000 人	1-6, 4-4
消防団員数	235 人	285 人	1-7
防災へりの臨時離着陸場の指定数	4 箇所	4 箇所	1-7, 3-3
非常用電源設備の導入	済	済	1-8, 4-6
防災行政無線の無停電装置	済	済	1-8, 1-19
クラウド化した業務システム数	3 業務	3 業務	1-9
庁内 LAN 用機器の予備機	1 台	1 台	1-10
避難所運営マニュアルの策定	策定	策定	1-13, 3-4, 3-5
簡易トイレ備蓄数（使用可能回数）	202, 500 回	202, 500 回	1-13
小・中学校トイレ整備（避難所）	100%	100%	1-13
小・中学校非常用電源設備導入（避難所）	0%	事業化	1-13
小・中学校避難訓練の実施校数	4 校	4 校	1-17
津波避難訓練の実施回数	1 回	1 回	1-17, 2-11, 2-12
自主防災組織数	28 組織	35 組織	2-1, 2-2, 2-3
防災士の人数	188 人	254 人	2-1, 2-2, 2-3
地区防災計画策定地区数	3 地区	30 地区	2-1, 2-2, 2-3
津波等各種災害ハザードマップの作成	作成済	作成済	2-2, 2-9, 2-12
住宅の耐震化率	88%	92%	2-5

避難路の整備率	96%	98%	2-9, 5-2, 5-5
応急仮設住宅確保可能戸数	1,311 戸	1,417 戸	2-10
下水道の BCP 策定	済	済	2-15
下水道施設の耐震化率	100%	100%	2-15
避難行動要支援者の個別支援計画の策定数	7 名	200 名	3-6, 3-7, 3-8
社会福祉施設の耐震化率	100%	100%	3-1
避難行動要支援者名簿の作成	作成済	作成済	3-6, 3-7
福祉避難所指定数	2 箇所	10 箇所	3-8
東九州自動車道 4 車線化（高鍋～宮崎西）	未事業	事業化	5-6, 5-11
国道 10 号 4 車線化 町内区間 L=10.5km	未事業	事業化	5-2, 5-6
道路啓開に関する協定の締結	有	有	5-11, 5-12
農業関連施設の機能診断実施率	100%	100%	6-1, 6-2, 6-3
ため池ハザードマップの作成	100%	100%	6-2
林業事業者数	4 社	現状維持	6-4
有害鳥獣駆除班員数	11 名	14 名	6-6
合併処理浄化槽導入率	48%	53%	7-1
水洗化率	88%	90%	7-2
災害廃棄物仮置き場（候補地）数	3 箇所	5 箇所	7-4
災害廃棄物処理に係る協力体制の構築	未実施	実施	7-5
災害廃棄物処理計画の見直し	未実施	改定	7-6
地籍調査進捗率	86%	95%	8-10

3. 横断的分野ごとの推進方針

(1) リスクコミュニケーション

- 自助・共助・公助の理念に基づき、国・県・町・民間事業者・関係団体・住民などあらゆる主体が連携し・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。
- 全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育・訓練・啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し強靱な地域社会を築き被害を減少させる。
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニケーションにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化する。
- 高齢者・子ども・障害者・観光客・外国人等への配慮を含め、住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに繋がる地域コミュニティの機能を維持・向上させる。
- 防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。

(2) 老朽化対策

- 町有施設は老朽化が進み、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕にかかる経費は増々増加することが見込まれるが、平成29年に策定した高鍋町公共施設等総合管理計画及び令和2年度までに策定予定の個別施設計画に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。
- 施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

(3) 地域活性化

- 本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業は、人々の働く場を確保するとともに、様々なサービスを通じて町民の快適で便利な生活を支える基盤である。この基盤を基に、既存企業の育成・強化はもとより、本町の特性を生かした企業誘致活動を積極的に推進し、女性や高齢者をはじめ、みんなが持てる能力を発揮できるような雇用の場の確保を図る。
- 「高鍋みらい戦略」に掲げた、4つの基本目標「心豊かな人が育つまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」、「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」、「地域資源を生かした活気あふれるまちづくり」の視点から、みんなが主役のまちづくりと接続可能な行財政運営を構築するためのプロジェクト・施策に取り組むまちづくりを図る。

4. 国土強靱化に関連する事業

事業名（事業箇所）	補助名	所管省庁	実施年度	事業量	事業費	実施主体
川田・竹鳩線道路改良工事	防衛施設周辺道路改修等事業	防衛省	R8～R20	L=1,350m	4,878百万円	建設管理課
上水道管耐震化事業	未定	国土交通省	未定	未定	未定	上下水道課
上水道管老朽化対策事業	未定	国土交通省	未定	未定	未定	上下水道課
上水道広域化・共同化事業	未定	国土交通省	未定	未定	未定	上下水道課
水道施設の統合整備事業	防災・安全交付金	国土交通省	R7～R12	竹鳩浄水場改修	3,100百万円	上下水道課
	水道水源開発等施設整備費国庫補助金)					
水道施設太陽光発電設備導入事業	未定	環境省	未定	未定	未定	上下水道課
ため池改修事業（桧谷中・下ため池）	農村地域防災減災事業	農林水産省	R9～R13	ため池改修2池	300百万円	宮崎県
ため池改修事業（桧谷中・下ため池）	農村地域防災減災事業	農林水産省	R8	ため池改修2池	16百万円	農業政策課
基幹的農業水利改修事業（竹鳩隧道）	農村地域防災減災事業	農林水産省	R8～R10	隧道改修 3.0 km	200百万円	宮崎県
基幹的農業水利改修事業（竹鳩頭首工）	農村地域防災減災事業	農林水産省	R8～R10	頭首工改修	177百万円	宮崎県
ため池改修事業（老瀬・坪草ため池）	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林水産省	R9～R10	ため池廃止2池	30百万円	農業政策課
鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害防止総合支援事業	農林水産省	毎年度	有害鳥獣捕獲	未定	農業政策課
治山事業の推進	緊急予防治山事業	農林水産省	毎年度	法面工事	未定	宮崎県
潮害防備保安林の整備	治山事業	農林水産省	未定	保安林植林	未定	宮崎県
適切な森林整備の推進	森林整備事業	農林水産省	毎年度	山林の適切な管理	未定	農業政策課

地籍調査	社会資本整備円滑化 地籍整備事業	国土交 通省	R5～	地籍調査	未定	建設管 理課
都市防災総合推進事業	防災・安全交付金	国土交 通省	H28 ～	避難施設整備・防災 資機材配置等	未定	総務・ 建管
下水道管老朽化対策事 業	防災・安全交付金	国土交 通省	R8～ R11	調査点検 1 式	40 百万 円	上下水 道課
浄化センター改築更新 事業	防災・安全交付金	国土交 通省	R8～ R11	設備 1 式	120 百万 円	上下水 道課
下水道広域化・共同化 事業	未定	国土交 通省	未定	未定	未定	上下水 道課
東光寺・鬼ヶ久保線道 路改良事業	防災安全交付金（道 路）	国土交 通省	～ R17	1.59km	429 百万 円	建設管 理課
町管理橋梁 （119 橋）	防災安全交付金（道 路）	国土交 通省	継続 実施	未定	未定	建設管 理課
県管理橋梁 （17 橋）	防災安全交付金（道 路）	国土交 通省	継続 実施	未定	未定	宮崎県
舞鶴公園整備事業	防災安全交付金（公 園）	国土交 通省	R2～ R7	6.1ha	118 百万 円	建設管 理課
小丸河畔運動公園整備 事業	防災安全交付金（公 園）	国土交 通省	R8～ R12	6.2ha	64 百万 円	建設管 理課
高鍋総合運動公園整備 事業	防災安全交付金（公 園）	国土交 通省	R7～ R11	3.8ha	190 百万 円	建設管 理課
舞鶴団地外壁等改修事 業	防災安全交付金（地 域住宅計画）	国土交 通省	R2～ R9	8 棟	220 百万 円	建設管 理課
持田団地中耐外壁改修 等事業	防災安全交付金（地 域住宅計画）	国土交 通省	R9～ R10	2 棟	55 百万 円	建設管 理課
木造建築物耐震改修事 業	防災安全交付金（住 環境）	国土交 通省	継続 実施	未定	未定	建設管 理課
危険ブロック塀等除却 促進事業	防災安全交付金（住 環境）	国土交 通省	継続 実施	未定	未定	建設管 理課
城堀緑地整備	未定	国土交 通省	未定	未定	未定	建設管 理課
宮越地区排水整備	単独事業	国土交 通省	～R8	0.67km	未定	建設管 理課
東町（1）線	単独事業	国土交 通省	～R9	0.56km	73 百万 円	建設管 理課

小鶴・挽木出口線	単独事業	国土交通省	R8～ R12	0.13km	14百万円	建設管理課
羽根田・北牛牧線	単独事業	国土交通省	～R9	0.92km	110百万円	建設管理課
中川池（2）線	単独事業	国土交通省	未定	0.18km	18百万円	建設管理課
蓑江・小鶴（1）線	未定	国土交通省	未定	0.36km	47百万円	建設管理課
蓑江・小鶴（1）線	未定	国土交通省	未定	0.24km	31百万円	建設管理課
筏線	未定	国土交通省	未定	0.19km	24百万円	建設管理課
筏線	未定	国土交通省	未定	0.13km	16百万円	建設管理課
町・蓑江線	未定	国土交通省	R2～ R7	0.35km	38百万円	建設管理課
町・蓑江線	未定	国土交通省	R8～ R12	0.23km	26百万円	建設管理課
馬場原・中河原線	未定	国土交通省	R5～ R9	0.70km	30百万円	建設管理課
水谷原坂平付・堀之内線	未定	国土交通省	未定	2.20km	30百万円	建設管理課
前古場・大谷線	未定	国土交通省	R5～ R9	6.10km	50百万円	建設管理課
上畑田（2）線	未定	国土交通省	R5～ R9	0.15km	10百万円	建設管理課
南牛牧（2）線	未定	国土交通省	R5～ R9	0.30km	18百万円	建設管理課
中須ノ二（3）線	社会資本整備総合交付金	国土交通省	未定	0.22km	50百万円	建設管理課
上江排水区排水路整備	未定	国土交通省	未定	1.47km	未定	建設管理課
中州排水区排水路整備	未定	国土交通省	未定	0.38km	未定	建設管理課
東九州自動車道4車線化 （高鍋～宮崎西）	未定	国土交通省	未定	約20km （対面通行区間）	未定	未定

国道10号4車線化	未定	国土交通省	未定	10.50km	未定	国土交通省
県道杉安高鍋線 (畑田地区)	防災・安全交付金 (街路事業)	国土交通省	R3～ R9	0.50km	5億円未 満	宮崎県
県道高鍋高岡線 (鐘塚橋)	防災・安全交付金 (道路改良)	国土交通省	H31 ～R6	0.12km	5億円未 満	宮崎県
宮田川河川改修 (鐘塚～大平寺)	広域河川改修事業	国土交通省	未定	未定	未定	宮崎県
土砂災害対策 (松本川)	通常防災事業	国土交通省	未定	未定	未定	宮崎県
町道維持整備	未定	国土交通省	随時	未定	未定	建設管理課
普通河川維持整備	未定	国土交通省	随時	未定	未定	建設管理課
災害等廃棄物処理事業	災害廃棄物処理事業	環境省	随時	未定	未定	町民生活課
海岸漂着物等地域対策 推進事業	海岸漂着物等地域対策 推進事業	環境省	R7～	8トン	1百万円	町民生活課
民生安定施設の助成事業	民生安定施設の助成 事業	防衛省	随時	消防等諸機材の配 置等	未定	危機管理課
茂広毛平付・高岡線	防衛施設周辺道路改 修等事業	防衛省	R1～ R7	1.70km	448百万 円	建設管理課
通信網の整備	未定	国土交通省	未定	未定	未定	建設管理課
なでしこ保育園新築工 事	就学前教育・保育施 設整備交付金	こども 家庭庁	R6～ R7	1園	500百万 円	福祉課
平原・川田線	単独事業	国土交通省	未定	0.30 km	未定	建設管理課
上地頭用・堀ノ内線	単独事業	国土交通省	未定	0.30 km	未定	建設管理課
松本(2)線	単独事業	国土交通省	未定	0.50 km	未定	建設管理課
旧城内・奥ノ下線	単独事業	国土交通省	未定	0.2km	未定	建設管理課
町道舗装改修	社会資本整備総合交 付金(防災安全)	国土交通省	未定	町内	未定	建設管理課

舞鶴団地設備更新	社会資本整備総合交付金	国土交通省	未定		未定	建設管理課
小丸団地設備更新	社会資本整備総合交付金	国土交通省	未定		未定	建設管理課
持田団地中耐設備更新	社会資本整備総合交付金	国土交通省	未定		未定	建設管理課
石原団地設備更新	社会資本整備総合交付金	国土交通省	未定		未定	建設管理課
東小学校空調改修工事	教育施設等騒音防止対策事業	防衛省	R8～ R10	1 棟	150 百 万円	教育総務課
西小学校空調改修工事	教育施設等騒音防止対策事業	防衛省	R7～ R11	3 棟	450 百 万円	教育総務課
東中学校空調改修工事	教育施設等騒音防止対策事業	防衛省	R9～ R11	3 棟	450 百 万円	教育総務課
西中学校空調改修工事	教育施設等騒音防止対策事業	防衛省	R6～ R10	3 棟	450 百 万円	教育総務課
防災行政無線機能強化事業	緊急防災・減災事業債	総務省	R7		100 百 万円	危機管理課
移動系 I P 無線導入事業	未定	総務省	R8～ R10	消防団、事業課 公用車積載	未定	危機管理課
災害時電源・通信網確保事業	未定	総務省	R8～ R10	非常電源装置及び スターリンク (各避難所)	未定	危機管理課
中央公民館改修事業	未定	未定	未定	未定	未定	社会教育課